

## 広島県告示第四百四十四号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 河川の名称

一級河川太田川水系（指定区間）府中大川

### 二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十年四月二十一日

### 三 廃川敷地等の位置

安芸郡府中町本町五丁目五三〇番八地先から安芸郡府中町本町五丁目五三二番三地先まで

### 四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

一、三三六平方メートル